国際法

小林友彦 鶴田 順

はじめに

解などがあるかもしれない。あらかじ 法の欄を参照されたい)。 る(国際経済法と国際環境法の文献に 報」に掲載された著書・論文などであ に委ねた。 い文献については、 介を断念せざるをえなかった文献も多 く、また限られた紙幅の都合から、紹 文献を遍くフォローできたわけではな の期間中に「文献月報」に掲載された ついては、 ○月から本年九月までに本誌「文献月 い。上記期間中に連載が終了していな 本欄で紹介させて頂くのは、 また、紹介させて頂いた文 それぞれ国際経済法と環境 我々の能力不足から誤 次年度以降の本欄 ただし、こ 昨年

た。の副題は、原則として省略させて頂いの副題は、原則として省略させて頂いのがある。なお、学会報告および論文めお断りして、ご海容をお願いする次

学会活動

jura novit curia 原則」の報告が行わ 本年度の国際法学会の春季大会は、 五月八日に大阪大学で開催された。佐 五月八日に大阪大学で開催された。佐 構成」、湯山智之「国家責任法におけ る『事実上の機関』としての私人行為 する責任』と主権国家レジームのゆら ずべ変容」、青木節子「宇宙の探査・ が原高嶺「国際司法裁判所による主文の 杉原高嶺「国際司法裁判所における が原高嶺「国際司法裁判所における

および論文 ねた。

の部は、 題と国連」、杉木明子「ソマリアにお 日・一〇日に神奈川大学で開催され A. Soons(ユトレヒト大学教授)によ て」、山田哲也「ソマリア「海賊」問 に伴うuse of forceの概念をめぐっ Ocean」が行われた。 る特別報告「Law Enforcement in the の報告が行われ、最後に、Alfred H ける「紛争」とソマリア沖海賊問題 の適用」、森川幸一「海上法執行活動 Jure Gentium)に対する国家管轄権 森田章夫「国際法上の海賊 る倫理性と法規範」のもと、位田隆一 おける法執行活動の新展開」 「国際法規範形成における倫理」、中野 国際法学会の秋季大会は、一〇月九 第一日日は、共通テーマ「海上に 共通テーマ「国際社会におけ 第二日目の午前 (Piracy のもと

> 郷眞一「国際労働基準とCSR」、 概念」の報告が行われた。第二分科会 俊一郎 課題」の報告が行われた。 田徹「企業の社会的責任 グローバル・コンパクト」のもと、吾 は、共通テーマ「企業の社会的責任と る立憲主義の可能性と課題」、吉田脩 洋一「「国際組織のアカウンタビリテ 第一分科会は、共通テーマ「国際組織 関係」の報告が行われた。午後の部 「グローバル時代の法をめぐる実務的 籍企業と国際的なCSR」、 国際法的規制の検討」、高杉直「多国 丸山政己「国連安全保障理事会におけ ィという問題」の位相」、秋月弘子 のアカウンタビリティ」のもと、 国際組織の「アカウンタビリティ 国際機構法とアカウンタビリティ」、 二つの分科会に分かれて行われ 「国際商事仲裁と国家法秩序の (CSR) と 佐藤安信 宮野 梅

本年度の世界法学会の研究大会は、本年度の世界法学会の研究大会は、本年度の世界法学で開催された。田五月九日に大阪大学で開催された。田畑茂二郎『世界政府の思想』(岩波書店)の刊行から六〇年を迎えたことを常設軍」、中山雅司「世界憲法案と入席保障の現状」、川副令「J・L・ブートリーの司法的紛争解決限界論とその背景」、村上太郎「今日の「事実上をは、本年度の世界法学会の研究大会は、本年度の世界法学会の研究大会は、本年度の世界法学会の研究大会は、本年度の世界法学会の研究大会は、本年度の世界法学会の研究大会は、本年度の世界法学会の研究大会は、本年度の世界法学会の研究大会は、本年度の世界法学会の研究大会は、本年度の世界法学会の研究大会は、本年度の世界法学会の研究大会は、本年度の世界法学会の研究大会は、本年度の世界法学会の研究大会は、本年度の世界法学会の研究大会は、本年度の世界法学会の研究大会は、本年度の世界法学会の研究大会は、本年度の世界法学会の研究大会は、本年度の世界法学会の研究大会は、本年度の世界法学会の研究といいます。

の時代における『世界政府の思想』」 井芳郎による特別報告「グローバル化 府思想」の報告が行われ、 の国際政府」理論と一方的行為 「国際機関の開発政策と世界政 「国連事務局の機能変化」、 最後に、松 福 黒

された。 家免除条約の締結とその意義につい 意義」、福島栄一「日本官庁を被告とす をめぐる手続法的問題」、信森毅博 私法上の問題」、垣内秀介「主権免除 て」、中西康「主権免除をめぐる国際 免除条約の成立」、鶴岡公二「国連国 大会は、 おける事例研究」の報告が行われた。 る米国主権免除法(FSIA)の下に 「中央銀行からみた主権免除法整備の な展開」のもと、山田中正「国連国家 本年度の国際法協会日本支部の研究 四月一七日に東京大学で開催 統一テーマ「主権免除の新た

総論、 条約法、外交実務 歴 史

ば、研究者・実務家による整理・解説 寺彰=奥脇直也「企画の趣旨」によれ 「特集/日本における国際法」(ジュリ 一三八七)が、包括的に概観した。小 国際法と国内法の関係については、

る方向性を示したと再構成した。

他方

つも民主化を通して公法統一へ発展す 憲法』が各国憲法の併存を前提としつ は、ミルキヌ=ゲツェヴィッチ『国際

際法学説をふまえて、近年の

「憲法

国際法と国内法の関係に関する国 その前提が危ういという点を指摘

で、園部は、 国際法一 た。総論的位置づけの第Ⅰ部では、 づけの特色・背景・課題を明らかにし 律、次に憲法を見て、当事者の主張に を通じて、 日本における国際法の位置

留意していたこと、裁判所が国際法を 関の間での配分と調整のあり方を検討 で、条約解釈権能を担う複数の国内機 際法および学説の展開を整理したうえ けについて解説した。関連する実定国 あり方や国際機関による解釈の位置づ 釈の対外的な合理性・対抗力の確保の めぐる課題」は、各国家による条約解 る必要があること等の見解を披露し 適用するには下級審で十分に議論され あったこと、人権等の国際的動向には よって国際法が出てくるという感覚が 山本草二「国家の条約解釈権能を 園部逸夫=小寺彰「最高裁判所と - 園部元最高裁判事に聞く_ 法適用にあたってまず法

る。 は」、森肇志「大使館は「治外法権 とは何か」、山形英郎「条約の解釈と 識・非常識』」(法セ五五・一)は、 のような効力をもつか」などを収め か」、玉田大「国際裁判所の判決はど は何か」、西村弓「「領海侵犯」と る用語について解説した。森川幸一 際問題について日常的に用いられてい 「武力行使とは何か」、臼杵英一「国家 「特集/用語で確認・国際法の 常常 玉

摘した。石川健治「『国際憲法』再論

現行国際法による規律の課題を指

石欽司 歴史的観点からの論考としては、 「国際法の妥当範囲」(国際一 明 化とつ 断片化」のアプロー チを整理

制度の国際法上の意義」、武村二三夫 囲」、森田章夫「自由権規約国家報告 道垣内正人「国内法の国際的適用範 論点について研究者と実務家が解説し 正六一・五)は、 連の活動」を収める。 第5回政府報告書審査の概要及び日弁 =川﨑真陽「国際人権(自由権)規約 賠償請求訴訟と独禁法の域外適用」、 ル事件における外国購入者からの損害 と国際法」、牛嶋龍之介「国際カルテ 務」、小寺彰「国内法の「域外適用 た。大森正仁「国際法の理論と実 「特集/国際法の理論と実務」 実務的に関心の高 自

半ばの欧米列強との不平等条約の締結 attitude évolutive de 1858 à 1945 とで、「国際法の完全性」の存否につ とされてきたかを歴史的に考察するこ 的にどのような妥当範囲を有するもの 理論において、 ○九・一)は、一六世紀以降の国際法 国際法論までをたどることで、日本が から一九三〇年代・四〇年代の大東亜 national moderne et le Japon: son いて論じた。西海真樹「Le droit inter-を歴史的に考察した。 近代国際法にいかに向き合ってきたか (新報一一六・三=四)は、一九世紀 国際法が地理的・事項

mauriceが国連国際法委員会の特別報 判所における条約解釈手段の展開 る。また、長谷川正国「フィツモーリ 係性について、条約解釈の目的と手段 主義」と「政策論主義」とこれらの関 事国意思主義」、「文言主義」、「目的論 (法セ五五・一)および「国際司法裁 た。山形には「条約の解釈とは何か」 を区別したうえで、あらためて精査し ・三=四)は、条約解釈に関する「当 解釈目的と条約解釈手段」(法雑五六 ス報告書における条約義務の類型 (日本国際経済法学会年報一九)もあ 「福法五四・四)は、Gerald Grey Fitz 条約法については、山形英郎「条約

告書を条約義務の類型という観点からた。 告書を条約義務の類型という観点からは依存する義務」と「絶対的で一体的に依存する義務」と「絶対的で一体的に依存する義務」と「絶対的で一体的に依存する義務」の三つの条約義務を基礎有する義務」の三つの条約表務を基礎に構成されていることを明らかにした。

協定」 うこと」(新報一一六・三=四) を振り返り、 例を紹介した。堀之内秀久「日中領事 盤を整備するものとに類型化し、具体 与えるものと国際約束の実施の法的基 法の国内的実施を国内的権限の根拠を とを確認したうえで、国家による国際 深化に伴い法主体が多様化しているこ 「外務省と国際法」(ジュリー三八七) がこれらの課題をいかに克服しようと とともに、本年発効した日中領事協定 が、国際法優位説に立って、国際法の 国際法を「認められた意思決定者」に しているのかを明らかにした。小松一 必要のあった法的課題について論じる 一年の瀋陽領事館事件発生後の八年間 外交実務の観点からは、 「外交実務で『国際法を使う』とい (ジュリー四〇二) は、二〇〇 日本政府として取り組む 鶴岡公一 は、

> 「湾岸危機・戦争(一九九〇—九一年) 制度を活用した紛争処理の意義等につ このような意思決定はどのように行わ 動態的に捉え、日本の憲法体系下で 価を行うとともに、日本政府の対応に 戦争時のイラクの行為に対する国際社 と日本の対応」(同)は、湾岸危機・ 足として、国際裁判等の国際紛争処理 者の役割はどのようなものであるかに をサポートする立場にある国際法担当 れるのか、また、このような意思決定 加盟国に求められた輸出入規制や貨物 国連憲章第七章に言及する意義、 に対して国連安保理で採択された二つ 〇六年の北朝鮮によるミサイル発射等 る国際法上の諸問題」(同) ○○六年の北朝鮮関連国連決議をめぐ ついても評価した。また、正木靖「一 決議に基づいて整理し、国際法上の評 会の反応を主要国の動きや国連安保理 (ジュリー三八七)もある。折田正樹 いて述べた「紛争処理と外交実務 ついて論じた。小松には、 よる意思決定の継続的プロセスとして て、 決議をめぐる国際法上の諸論点につ 国連安保理決議の法的拘束力 同論文の補 は、二〇 国連

三国家

する国際法的規律、 諸国家の見解の内容を分析し、救済的 ける国際司法裁判所勧告的意見および 条件について、 に注目した。救済的分離が認められる 味を問い直す作業の一環として分離権 非植民地化以外の状況での自決権の意 法⑴②完」(同法六二・二一三) 分離をめぐって、 櫻井利江「コソボ分離に関する国際 「人民」の定義、 コソボ独立の事例にお 領土保全原則の適用 国家承認の要件 独立宣言に対 は、

検査等に焦点をあてて論じた。

的に明らかにした。 安保理決議の解釈等が争点となったこ を明らかにし、検討を加えた。櫻井 「国際法における分離独立」(同法六一 ・三)も出た。また、櫻井「冷戦後の 自決権の展開」(同法六一・六)は、 自決権の政府と一部集団の間の和平合 において、自決権の一種として分離 権が承認される実行があることを実証 的に明らかにした。

組み構築のための方向性を示した。というでは、一六・三=四)は、平等の多様化に伴って日本の国際法学界の多様化に伴って日本の国際法学界の「新報一一六・三=四)は、平等み」(新報一一六・三=四)は、平等の

四 領域(陸・海・空・宇宙

に、領域規律をめぐる「実効性」の意に、領域規律をめぐる「実効性」の意見したうえで、領域権原の成立態様に着したうえで、領域権原の成立態様に着目しながら、領域権原を支える基盤、さらには領域権原の多義性と多面性を確認さらには領域権原の確認という局面のきらには領域権原の確認という局面のきらには領域権原の変遷を跡付けた。許別権原論の変遷を跡付けた。許別権原論の変遷を跡付けた。許別権

念の意義と機能の再構成を行った。える基盤を、現実の領域支配でありなが「権原の物的基盤」の二つに区分し、こ原の正当化基盤」の二つに区分し、これらを用いて現代における領域権原を支表を捉えなおすために、領域権原を支

使が国内法令の執行としての性質を有 使」のそれぞれの概念について整理 使」と海上警察活動に伴う「実力の行 六一)は、海上における「武力の行 川幸一「武力行使とは何か」(法セ六 用、海賊行為者に対する司法警察権限 為の定義、同法にもとづく武器の使 同法の制定意義、同法における海賊行 法の内容を簡潔に紹介するとともに、 する法律」(ジュリー三八五)は、同 ないことを指摘した。下山憲二「南シ 軍艦による他国の領海内の航行であっ て無害通航権を有することから、 こは、 西村弓「「領海侵犯」とは」(法セ六六 するものにとどまるか否かに求めた。 の行使等の論点について検討した。森 行為の処罰及び海賊行為への対処に関 「領海侵犯」と表現するのは適切では 海洋法については、中谷和弘「海賊 両者を区別する基準を国の権限行 領域国の同意なき飛行の禁止を 外国船舶は他国の領海におい 「領空侵犯」と同視して

> について検討した。 →海における米国海洋調査船に対する 大海における米国海法研究三三)は、二 が害事件」(防衛法研究三三)は、二 満水域内で発生した、米海軍所属海洋 調査船インペッカブル号が五隻の中国 船に包囲され調査を妨害された事件を 船に包囲され調査を妨害された事件を がる沿岸国の同意を得ていない海洋調 を活動に対して沿岸国が採り得る措置 でついて検討した。

題」、栗林忠男=加々美康彦「海洋法 彦「九州南西海域不審船事件と日本の る海洋法の主要課題』(有信堂高文社) 防止と日本」、水上千之「捕鯨問題と 森川俊孝「船舶事故による海洋汚染の における「島の制度」再考」、 0 おける調査活動」、 実施」、三好正弘「排他的経済水域に 沿岸国と利用国との協力」、鶴田順 対応」、深町公信「国際海峡における の国籍と旗国の国際請求権」、浅田正 な問題を検討した。薬師寺公夫「船舶 は、日本にかかわる海洋法のさまざま 一改正SUA条約とその日本における 栗林忠男=杉原高嶺編『日本におけ 海洋境界画定をめぐる法的諸問 本」を収める。 「公海漁業の規制と日本の対応」、 古賀衞「日本周辺 坂元茂

-編『海洋法と船舶の通航(改訂海洋法については、日本海事センタ

も出た。
を出た。
を出た。
を出た。
を出た。

責任に焦点をあてて検討した。 が多様化したことを受けて生じている 発利用に関与する活動主体や利用形態 任」(法雑五六・三=四)は、宇宙開 動におけるアクターの多様化と国家青 対処の可能性と限界を明らかにした。 取り上げ、それぞれの現行法に基づく 等の「拡散に対する安全保障構想 たテロリズムへの対処と大量破壊兵器 動の最近の動向として、航空機を用い おける警備行動概念の再考」(新報一 法的課題について、宇宙条約における (PSI)における航空阻止の二つを 自国の活動」、 一六・三=四)は、空における警備行 宇宙法については、松掛暢「宇宙活 空法については、 「関係当事国」と賠償 坂本まゆみ「空に

五 人 梅

規約の有権解釈であること、実行の蓄判所における法的位置づけを検討し、規約委員会による同規約解釈の国内裁意義」(世界法年報二九)は、自由権意義」(世界法年報二九)は、自由権

の解釈適用」(ジュリー三八七)、 普遍化・憲法化に関する薬師寺公夫「国 れると指摘した。他に、国際人権法の 通例と異なる扱いをしたことが懸念さ えで、自由権規約委員会の解釈を有権 手段となりうることを示した。 当事国の反論がなければ解釈の補足的 積により事後の慣行になりうること、 法上の意義」(自正六一・五)も出た。 章夫「自由権規約国家報告制度の国際 コントロールの観点から整理した森田 二九)、薬師寺「日本における人権条約 際人権法の現代的意義」(世界法年報 三三の位置づけについて、国連総会が 課題もあるものの、 委員会の法的地位が不明確である等の の流れを丹念にたどった。社会権規約 議定書採択までの二○年にわたる議論 の国際実施制度を概観した。武藤達夫 開』(信山社)第七章は、 た社会権規約選択議定書への反応があ く二○○八年にコンセンサス採択され ついて」(関東学院一九・三) 社会権規約選択議定書の採択経緯に た。まず、個人通報制度を設けるべ |決定とする二○○八年の一般的意見 た。申惠丰『人権条約の現代的展 新たな国際制度に対する関心も高 同議定書が繊細な 社会権規約 そのう は、 国際

バランスの上に成立したと評価した。

渡辺豊

「社会権規約選択議定書の採

立することの法的効果を分析した。 書の採択」(神戸大学国際協力論集一 委員会の発足とその課題」(国際人権 と、国家の政策判断の「合理性」要件 検討を加え、未導入の制度があるこ 規約選択議定書の起草過程での論点に 択」(新潟四二・三=四) 書の主要規定を暫定適用する方法が並 七・三)は、欧州人権条約第一四議定 二〇)が出た。その他、前田直子「欧 確定なこと等を課題として指摘した。 の解釈や差別禁止原則の適用基準が不 州人権条約における第十四bis議定 坂元茂樹 国連人権理事会については、戸 『国連人権理事会』(日本評論 「国連人権理事会諮問 は、 社会権

大権保障における私企業の責任につ人権保障義務」とその実現」(国際公私企業による差別の撤廃をめぐって」、浅倉むつ子「雇用における性差で」、浅倉むつ子「雇用における性差の私人間適用に関する学際的な分析がの私人間適用に関する学際的な分析がなされた。他に、菅原絵美「「企業の私保障義務」とその実現」(国際公権保障義務」とその実現」(国際公共政策研究一四・二)も出た。

(尚学社)、国際女性の地位協会編『コ山下泰子『女性差別撤廃条約と日本』また、女性差別撤廃条約については、

害者権利条約』(法律文化社)が出た。ては、松井亮輔=川島聡編『概説 障学社)が、また、障害者権利条約についンメンタール女性差別撤廃条約』(尚

六 国家責任

する場合でも調整が必要であると指摘 ではないという特性があることから 材として、国連国際法委員会の法定立 植木俊哉「国連国際法委員会による 過程に依存することを明らかにした。 れるかは、個々の紛争の平和的処理の 基準が単独であるいは加重的に適用さ を明らかにしたうえで、これらの判断 よる判断が多元的に併存していること ぐって相当性・合目的性・総合評価に 検討をふまえ、対抗措置の均衡性をめ 性原則」(立教七八)は、 国際法上の対抗措置制度における均衡 国家責任条文とのパラレリズムを追求 国家と異なり国際組織は概念上均質的 機能の特徴と変化を分析した。まず、 国際組織責任条文草案の起草過程を素 「国際組織の責任」に関する条文草案 組織の規則」及び 批判的考察」(法学七三・六)は 国家責任について、 そのうえで、 「違法性阻却事由 「加盟国の責任 岩月直樹「現代 国際判例の

いて検討し、課題を指摘した。権を有するか等)等の固有の論点につ(国際組織に違法行為が可能か、自衛

七 紛争の平和的解決

閣所収) 便な瑕疵は判決時までに治癒すれば 機関としての機能と調停者としての機 訴訟経済等の観点から管轄権が認めら 性を対峙させつつ、 瑕疵治癒原則」(岡山大学法学会編 能の両立が課題となると指摘した。ま にあたっては、国際司法裁判所の司法 した。また、仮保全措置の両義的利用 勧告が代替的機能を果たしうると指摘 で、今後は運用が厳格化する一方で、 措置命令の法的拘束力を認めたこと 向があることを明らかにした。仮保全 面から紛争管理の手段として用いる傾 全のために用いられてきた仮保全措置 従来は手続的側面から当事者の権利保 司法裁判所仮保全命令の機能(1)(2)完 "法学と政治学の新たなる展開" 論叢一六三・三、一六五・一) 国際裁判に関して、 最近の国際司法裁判所は実体的側 玉田大「国際司法裁判所における 国際司法裁判所の管轄権に関し は、 方式厳格性と具体的 再提訴が容易 酒井啓亘 国際 有斐 妥当 は

質を分析した。

関」(新報一一六・三=四) 背景を探った。 が見られると指摘し、瑕疵治癒原則と において「推定」を行うことの法的性 島啓「国際裁判における推定の法構 に用いていることを明らかにした。中 の遍在がもたらす事実認定の困難に対 崎善英「ICJの事実認定と第三者機 司法裁判所で援用されるようになった 権」(一橋法学九・二)は、 約にもとづく国際司法裁判所の管 で国際司法裁判所は管轄権を拡張して れると判例を整理しつつ、 造」(国際一○八・三)は、事実認定 して国際司法裁判所が証明基準を柔軟 の裁判条約が採択から半世紀後に国際 いると指摘した。石塚智佐 ノッテボーム原則を組み合わせること 証拠法に関して、 最近は 〇AS枠内 は、 「ボゴタ規 証拠 内ケ 混乱

度の国内的な実効性の向上を意識して所と国内裁判所(1)~(3)完」(上法五三所の普及・拡大が国際裁判所と国内裁判所の関係にどのような影響を及ぼすかに注目した。伝統的な国内救済完了かに注目した。伝統的な国内救済完了がに注目した。伝統的な国内救済完了がに注目した。伝統的な国内救済完了がに注目した。さらに、国際裁判所研究会「国際裁判所の国内的な実効性の向上を意識して

た判断を下す傾向があると概観した。内裁判所も国際裁判所の解釈に合致し判断するようになるのに対応して、国

八 国際刑事法

は、 関する決定」(九国一六・三) 判決の検討を通じて、政府高官の外国 うえで、国際司法裁判所の逮捕状事件 国家元首や政府高官等の処罰が国際社 係の原則との相克」(金沢五二・一) 考として、 する逮捕状の発布を可とする決定を詳 際刑事裁判所予審裁判部Ⅰによる現職 シールに対する検察官の逮捕状請求に マール・ハサン・アフマド・アル・バ れを批判的に検討した。竹村仁美「オ 否を判断する際の諸条件を整理し、こ の刑事裁判管轄権からの免除享受の可 国際法規則の間の抵触を明らかにした 国家元首等の免除についての伝統的な 際法規則 会の利益であるとして発展してきた国 の刑事手続からの免除と公的資格無関 家元首や政府高官等の処罰を扱った論 スーダン大統領アル・バシールに対 国際法上の重大な犯罪を主導した国 国際法上の重大な犯罪を主導した (公的資格無関係の原則)と 稲角光恵「国家元首や高官 同決定にまつわる法的論 は、国

を明らかにした。

察官)、 渡しに焦点をあてて検討した。また、 扱いを、国際刑事裁判所への犯罪人引 扱い」(新報一一六・三=四)は、 判所に対する協力等に関する法律」に 様々な問題点が、国際刑事裁判所ロー 裁判所条例について指摘されてきた に焦点をあてて比較検討し、極東軍事 東軍事裁判所条例と国際刑事裁判所ロ 進展」(新報一一六・三=四)は、 の加盟と国際社会における法の支配の 山上信吾「国際刑事裁判所への我が国 おける「重大犯罪」に関する特別な取 法の内容を紹介するとともに、同法に おける「重大犯罪」に関する特別な取 論考として、妻木伸之「「国際刑事裁 裁判所の加盟国となったことを受けた マ規程においていかに是正されている ・マ規程を裁判所の構成(裁判官・検 また、二〇〇七年に日本が国際刑事 適用法、捜査・公判の手続等 極 百

九 国際機構

加えて国際機構が実際に展開する現場 で、国際機構の法構造について従来の 様な法に機能面から光を当てること 統治機構が展開する現場で機能する多 統「「国際機構の『業務法』」の可能 ついてあらためて問題提起した。雨野 れつつあると指摘し、その形成過程で 自決権を制約する一定の基準が形成さ 互関係を批判的に考察した。さらに、 と国連が企図する国際秩序との間の相 検討したうえで、そのような国内秩序 国内秩序を再建しようとしているかを 法的根拠・手続に基づいて、いかなる との正統性を問い直そうとした。 を提示した。国連安保理について、 性」(新報一一六・三=四)は、 主要な役割を果たす安保理の権力性に 大学出版会) 決定による政治的紛争の解決⑴⑵完 「内部関係」と「外部関係」の区分に 統治等の国連の領域管理が、いかなる (論叢一六五・二、 Ш 「第三のフィールド」として並立さ より包括的に把握する分析枠組み 田哲也 「国際機構の法的拘束力を有する 『国連が創る秩序』(東京 は、 国連が秩序を創るこ 五 は、 冷戦後の 暫定 加加

った。

実行を批判的に検討し、 完」(法雑五六・一―二)も、 目して、拒否権の制約要因を検討し 会と総会の権限関係に関する議論に注 決議の起草過程における安全保障理事 六一・七)が、「平和のための結集」 決議の起草過程を素材として」(同法 意義と限界-連集団安全保障体制における拒否権の の契機であると指摘した。瀬岡直「国 とに注目し、 力を有する決定を行うようになったこ 安保理が政治的紛争に対して法的拘束 松田竹男「安保理の暴走?⑴② 紛争処理の法制度の発展 「平和のための結集」 問題提起を行 近年の

国際人道法・武力紛争法 軍縮・軍備管理・

を軍備管理法の実効性確保という観点 結した。 る国家の役割⑴~⑶完」(論叢一六三 重の役割」として捉えるべきであると う役割が求められるようになったと結 合意の形成とその実施に関与するとい する責任を果たす役割、③討議の場と ける実施状況を国際社会に対して説明 治機構としての役割、②国内社会にお て、国家には、①国際社会からの要求 いるかを検討した。検討の結果とし が国家に対していかなる役割を求めて 的な法過程を実証的に分析し、国際法 する「実施・遵守・是正」という現代 という伝統的な法過程を補完また代替 から取り上げ、「違反・責任・救済 合の国際法上の機能と限界」(新報一 論し、これら三つの役割は「国家の三 してのフォーラムに参加して国際的な を国内社会において実現するという統 めに提唱された「拡散に対する安全保 と大量破壊兵器等の拡散を阻止するた の定立についての「オタワプロセス_ 匹 六・三=四) 「軍備管理法の実効性の確保におけ これら二つの制度形成における 一六五・四、一六六・二)が完 西谷斉「「制度形成型」有志連 阿部は、 PSI) は、 国内実施義務の履行 を比較検討するこ 対人地雷禁止条約

> いて有する意義と問題点を明らかに 有志連合方式」 が国際法の定立に お

軍縮・軍備管理の分野では、

阿部達

係」と「水平関係」に区分したうえ 非国際的武力紛争の構造を「垂直関 え方である「補完説」が最も妥当する 際的武力紛争における人道法と人権法 考が多数物された。田村恵理子「非国 規則の適用可能性について検討した論 決の検討をふまえ、 から二〇〇〇年にかけての 生命権」(琉法八二)は、一九九九年 際的武力紛争における国際人権法上の 着目する論考として、樋口 係を精査した。その「致命的な力」に 使の局面における人道法と人権法の関 完が曖昧あるいは制約的であると指摘 のの、後者については人権法による補 で、前者については人権法に補完され の関係」(国際一〇九・一)は、 力紛争における国際人道法上の原則 力」を行使する側とされる側の対称性 いての欧州人権裁判所による二つの判 し、後者における「致命的な力」の行 て内容の拡充が図られる傾向にあるも 人権法の本質的な違いを「致命的 人道法と国際人権法の関係の主流の捉 国際人道法の分野では、 有無 チェン紛争」中に発生した事件につ (前者では対称性を欠くのに対 国際人道法と国際 非国際的 「第二次チ 一彦「非国

> 求めた。尋木真也 して後者は対称性を有するとする)に における戦時復仇の存立基盤」 非国際的武力紛争におけ 「非国際的武力紛争 (早研

国際 関連において検討し、非国際的武力紛 所の戦時復仇についての判決を検討 理したうえで、旧ユーゴ国際刑事裁判 武装集団の位置づけの歴史的変遷を整 だ。また、尋木「慣習国際人道法にお 相互主義が成り立つのかという根本的 との間に勢力の不均衡がある場合でも させるためには、政府と敵対武装集団 争においても戦時復仇を一般的に妥当 道法の原則の一つである軍事的必要性 る戦時復仇の妥当性について、国際人 要があると結んだ。 法上の国際人道法の形成・適用におけ についての問題点を指摘し、 ける敵対武装集団の位置づけ」(早研 な問題を解決する必要があると結ん と戦時復仇の基盤である相互主義との る敵対武装集団の位置づけを見直す必 一三四)は、国際人道法における敵対 一言しは、 そこでの国際慣習法の認定と適用

度を再定位したうえで、 に保護する制度として伝統的な中立制 行および学説の実証的検討を通して、 戦争に巻き込まれない権利」を法的 和仁健太郎『伝統的中立制度の法的 (東京大学出版会) いわゆる は、 国家実

> 望む国が満たす必要のある「 あったことを明らかにした。 立義務」はこの権利を享受することを

教科書 判例集・ 条約集

川幸一=兼原敦子編『プラクティス国 思想社 講義一 刊行された。また、藤田久一『国際法 学習条約集』(信山社)などが新たに 酒井啓亘編『国際法基本判例五〇』 法資料集』(日本評論社)、杉原高嶺= 際法講義』(信山社)、西谷元編『国際 山孝信編『国際機構 版)』(有斐閣)、 (三省堂)、芹田健太郎編『コンパクト (東京大学出版会)、小寺彰=岩沢雄司 (放送大学教育振興会)、 森田章夫編 横田洋三編 村瀬信也編『地球的課題と法 国家·国際社会(第二版)』 などの改訂版が刊行され 『国際社会と法』(有斐 『講義国際法 家正治=小畑 (第四版)』(世界 柳原正治=森 郁川 (第二 桐

(こばやし・ともひこ 海上保安大学校准教授 国際慣習